

ALSOK 愛媛株式会社 福利厚生一覧

(内容)

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1 結婚するとき | 9 転動になったとき |
| 2 本人又は配偶者が出産するとき | 10 住まいについて |
| 3 子育てに関して | 11 健康管理について |
| 4 介護に関して | 12 退職に際して |
| 5 身内に不幸があったとき | 13 もしもの時の備え（財産形成、保険関係） |
| 6 本人が死亡したとき | 14 様々な休暇制度 |
| 7 災害にあったとき | 15 その他 |
| 8 病気や怪我をしたとき | ※ 公的制度も含まれています。 |



令和8年4月1日現在

利用できる福利厚生の概要		
1 結婚するとき		
(1)	特別休暇	入籍時の特別休暇
(2)	結婚祝金	会社及び親睦会から祝金支給
2 本人又は配偶者が出産するとき		
(1)	特別休暇	社員及び配偶者の出産前後の特別休暇
(2)	出産祝金	会社及び親睦会から祝金支給
(3)	産前・産後休業	産前・産後の休業制度
(4)	時間外、休日労働等の取扱いの特例	時間外労働、休日労働及び深夜労働の勤務調整制度
(5)	協会健保からの給付	出産育児一時金及び手当の支給制度
3 子育てに関して		
(1)	育児休業制度	育児休業制度
(2)	短時間勤務制度	所定労働時間の短時間調整制度
(3)	看護等休暇制度	子供の看護等に関する休暇制度
(4)	出生時育児休業（産後パパ育休）	育児に関する休業制度
(5)	柔軟な働き方を実現するための措置	育児のための始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ及び短時間勤務制度
(6)	出生後休業支援給付金	出産休業に係る出生後休業支援給付金制度
(7)	育児時短就業給付金	育児に係る時短勤務をしている場合に支給される給付金制度
(8)	子供手当の支給	子供が成人するまで支給される手当
4 介護に関して		
(1)	介護休業制度	要介護状態にある家族を介護するするための介護休業制度（長期）
(2)	介護休暇制度	要介護状態にある家族を介護するするための介護休暇制度（短期）
(3)	介護短時間勤務	要介護状態にある家族を介護するするための時短勤務制度
5 身内に不幸があったとき		
(1)	特別休暇(有給)	社員の身内に不幸があった際の特別休暇制度
(2)	①弔慰金(会社)	社員の身内に不幸があった際に支給される弔慰金
	②弔慰給付金(親睦会)	社員の身内に不幸があった際に支給される弔慰金
6 本人が死亡したとき		
(1)	①弔慰金(会社)	社員が死去した際に家族に支給される弔慰金 ※ 本人の死亡が業務に起因する場合は、災害補償規程による。
	②弔慰給付金(親睦会)	社員が死去した際に家族に支給される弔慰金
7 災害にあったとき		
(1)	特別休暇	社員の住居が災害を受けた際の特別休暇
(2)	①災害見舞金(会社)	社員の住居が災害により被災した場合の災害見舞金
	②災害給付金(親睦会)	社員の住居が災害により被災した場合の災害見舞金
8 病気や怪我をしたとき		
(1)	業務災害(通勤災害含む)の法定外休業補償	社員が業務上の災害を被った場合の休業補償
(2)	傷病手当	被保険者が病気やけがのため、会社を休む場合の手当
(3)	①傷病見舞金(会社)	休業療養が長期となる場合の傷病見舞金
	②傷病給付金(親睦会)	休業療養が長期となる場合の傷病見舞金
9 転動になったとき		
(1)	赴任旅費	社内規程により交通費・移転料を支給
(2)	単身赴任手当	社内規程により手当を支給
(3)	社宅	社内規程により、敷金・礼金及び家賃を支給
10 住まいについて		

利用できる福利厚生概要		
(1)	独身寮（男性社員）	寮費15,400円（町内会費含む）にて入居可能 ※本社より徒歩3分、1DK、22部屋
(2)	新卒者住居手当	支給額及び期間は社内規程による。 ※親元から通勤が可能な者、独身寮入寮可能な者は対象外
11 健康管理について		
(1)	定期健康診断	年間1回以上
(2)	人間ドック	社内規程により一定年齢より受診
(3)	保健指導	健康保険協会の保健指導員による保健指導制度
(4)	インフルエンザの予防接種	会社費用でインフルエンザ予防接種
(5)	ストレスチェック	年1回、常時50人以上の事業所にて実施 ※今後、対象事業所の範囲を拡大予定
(6)	メンタルヘルス関連（社員カウンセリング）	産業カウンセラーによる在社カウンセリングの他、新卒者向けカウンセリング
(7)	ハラスメント・コンプライアンス違反 メンタルヘルス 社外相談	電話：外部非公開及び通報者保護 メール：外部非公開及び通報者保護
(8)	部活動	運動部に係る、活動支援（予算制）及び特別休暇制度など ○第1運動部：武道等に関する技術の優れた社員が、ALSOKグループの大会に参加するなど、会社を代表して出場するための組織をいう。「剣道部」「柔道部」「綜警防護術部」「空手道等部（空手、アームレスリング、相撲など。）」 ○第2運動部：主に社員間のコミュニケーション及び健康促進等を目的に活動し、会社の知名度向上・他会社等との友好関係向上等に寄与している組織をいう。野球部・サッカー フットサル部及び陸上部。 ○県下大会等で優秀な成績を残したことにより全国大会に出場が決まった際は、その出発申告の再に激励金を交付する。 ○国体又は全国代表選手等に選出され、会社が承認した場合は、「特別休暇1日」の付与を検討する。 なお、大会が遠距離等の理由で大会参加に数日間を要する場合は、さらに特別休暇の付与日数増を含めた検討を行う。
(9)	「スポーツジム」法人契約	月額利用料金の法人契約割引による健康経営促進制度 ※利用対象者：社員及びその家族
12 退職に際して		
(1)	退職金	社内規程により退職時に支給
(2)	退職金別当金（親睦会）	親睦会入会期間に応じて別当金支給
(3)	退職者等表彰	社内規程により表彰及び記念品を授与
(4)	再入社制度	退職社員の再入社制度（カンバック採用） ※再入社後の特別昇級制度などあり
(5)	サポート隊員（会員）制度	退職後も元社員との良好な関係を続ける制度
13 もしもの時の備え（財産形成、保険関係）		
(1)	財形貯蓄制度	社員が健全な生活設計支援制度
(2)	ALSOKグループ保険制度	ALSOKグループ向けの特別な割引保険 ※生命保険・損害保険、自動車保険等
14 様々な休暇制度		
(1)	年次有給休暇	社員の入社日を基準日として社員の勤続年数に応じて付与
(2)	特別休暇	①本人が結婚するとき ②本人が出産するとき ③配偶者が出産するとき ④父母、配偶者、子の死亡 ⑤祖父母、義理の父母、兄弟姉妹の死亡 ⑥1周忌など主要行事のとき ⑦業務上罹患の疾病療養 ⑧住居に災害を受けたとき ⑨生理休暇 ⑩裁判員制度により出頭するとき ⑪公職休暇 ※有給・無給あり。

利用できる福利厚生概要		
(3)	入社時特別休暇	入社時に特別休暇を付与
(4)	夏期期間中の有給休暇取得の促進	取得促進日数 2日以上 所定休・法定休と併せて4連休以上として取得することも可能とする。
15 その他		
(1)	社員旅行(親睦会旅行)	社員の希望・状況に応じて、不定期(2～3年程度の期間)に実施
(2)	親睦会 忘年会	親睦会費により、会社の忘年会を開催する。
(3)	各種社員割引からのお得情報	お取引先(警備契約先など)の社員割引対象店舗や商品・サービスを案内
(4)	ALSOK通信講座	自己啓発の気風を醸成し、社員の資質及び職務遂行能力の向上を図るため、ALSOK通信教育講座を開講するもの。厚生労働省教育訓練給付制度に基づく給付金支給対象講座を含む講座。 ※ALSOKグループ団体割引適用。
(5)	社員貸付金	新入社員の入社後の生活を補助する目的とする貸付制度
(6)	永年勤続表彰	30年永年勤続者、20年永年勤続者に対する表彰・記念旅行支援制度
(7)	20歳の祝金	20歳となる社員へ記念品を贈呈
(8)	資格取得支援制度	会社が推奨する資格への費用等を助成制度 ※社内昇級試験での評価加算となる。
(9)	高齢者雇用継続給付	高齢者雇用促進におための支援制度
(10)	奨学金代理返還制度	社員が毎月返還している奨学金返還額の全部又は一部を会社が社員に代わって貸与元機関等へ直接返還する。 ※代理返還額及び期間は社内規程による。 ※貸与元機関によっては制度対応ができない場合あり。